

重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)

この書面では、新・海外旅行保険【off!】をご契約いただくにあたっての重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。

なお、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。自動販売機でのお申込みは、お一人様につき、1契約のみとなります。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項


注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細については、契約成立後に送信されるEメールに記載のリンク先の「ポケットガイド(新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集)」をご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

 このマークに記載の項目は「ポケットガイド(新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集)」に記載されています。

用語のご説明

【約款に関する用語】

用語	ご説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	特約普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【補償の対象者等に関する用語】

用語	ご説明
契約者	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなります。
被保険者	保険の対象となる方のことをいいます。

【その他】

用語	ご説明
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	海外旅行総合保険、新・海外旅行保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
保険金額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

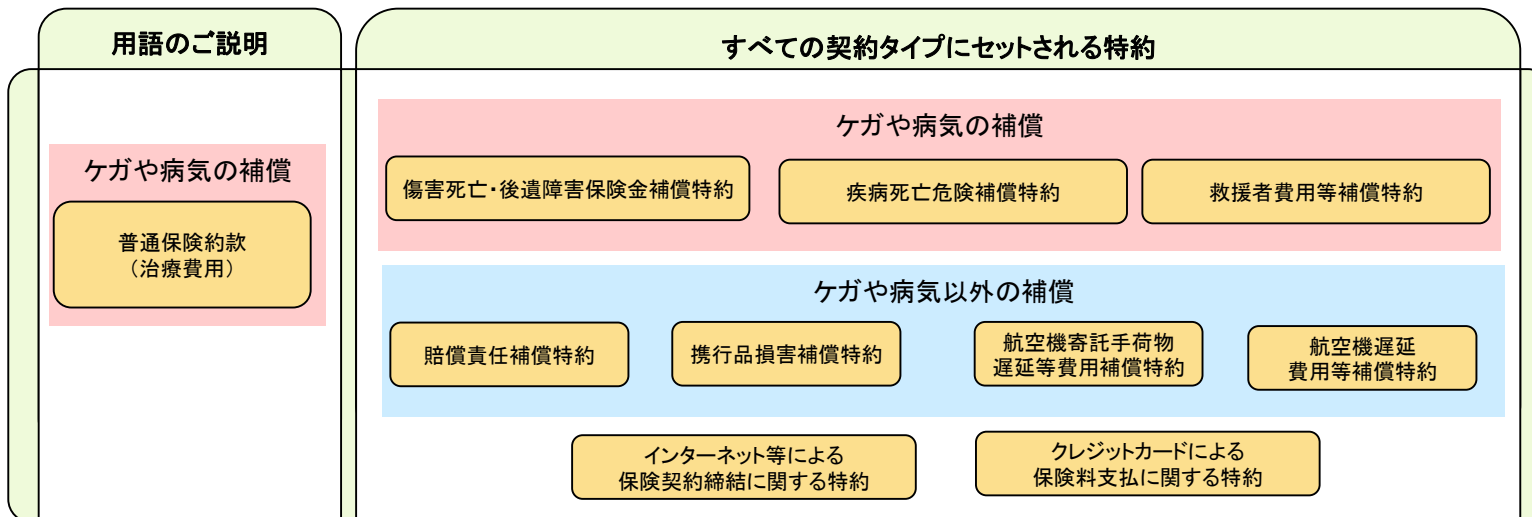
1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組みと被保険者の範囲

①商品の仕組み 契約概要

この保険は、海外旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気等により、被保険者が損害を被った場合に保険金をお支払いします。
(注)ご契約者は、お申込み時点で日本国内に在住されている個人の方のみとなります。海外に永住されている方やお申込み時点で日本国外に永住権または市民権をもって居住されている方、帰国予定のない方は、この保険の対象とはなりません。

基本となる補償、すべての契約タイプにセットされる特約は次のとおりです。



②被保険者の範囲 契約概要

この保険の被保険者の範囲は、自動販売機でお申込みの方ご本人とします。
ただし、賠償責任補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合は、その親権者等を被保険者とします。

(2)基本となる補償

契約概要

基本となる補償は、次のとおりです。
補償内容の詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
治療費用	<p>以下の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者が治療のため現実に支出した金額(※1)のうち社会通念上妥当な額をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日から、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に受けた治療に要した費用にかぎります。なお、ケガまたは病気の事由の発生1回につき、治療費用保険金額を限度とします。</p> <p>①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気(※2)または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものにすぎません。</p> <p>③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>(※1) カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。</p> <p>(※2) 責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。</p> <p>(注)すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払します。</p>

(3)保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
治療費用	<ul style="list-style-type: none">●故意または重大な過失●自殺行為、犯罪行為または闘争行為●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転(ケガの場合)●妊娠、出産、早産または流産●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故(ケガの場合)●歯科疾病 <p style="text-align: right;">など</p>

(4)主な特約の概要

契約概要

主な特約の概要は、次のとおりです。

下記特約の詳細および下記に記載のない特約については、普通保険約款・特約をご参照ください。

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害死亡・ 後遺障害保険 金補償特約	<p><傷害死亡保険金> 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p><後遺障害保険金> 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p>
疾病死亡危険 補償特約	<p>以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>①責任期間中に病気により死亡された場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎります。</p> <p>③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p>
救援者費用等 補償特約	<p>以下の①～⑦等のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額のうち社会通念上妥当な額をお支払いします。</p> <p>なお、保険期間を通じ救援者費用等保険金額を限度とします。</p> <p>①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、継続して3日以上入院された場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。)により継続して3日以上入院された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎります。</p> <p>③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</p> <p>④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合</p> <p>⑤責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは自殺行為により、事故の発生または行為の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>⑥病気または妊娠、出産、早産、もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡された場合</p> <p>⑦責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつその後も引き続き治療を受けていた場合にかぎります。など</p>
賠償責任 補償特約	<p>責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および訴訟費用等をお支払いします。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。</p>

<p>携行品損害 補償特約</p>	<p>責任期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合に、時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。 (注)携行品の対象となるものや損害額の算出方法については、特約をご確認ください。</p>
<p>航空機寄託 手荷物遅延等 費用補償特約</p>	<p>航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超えて遅れた場合、目的地への到着後、96時間以内に購入した衣類・生活必需品の費用およびやむを得ず必要となった身の回り品の費用を、1回の事故につき10万円を限度としてお支払いします。 (注)手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入等した費用は除きます。</p>
<p>航空機遅延 費用等補償 特約</p>	<p>以下の①または②のいずれかに該当し、それぞれの地で現実に支出した費用(社会通念上妥当な額とします。)を負担することによって損害を被った場合、1回の事故につき2万円を限度としてお支払いします。 ①出発地(着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。)において、搭乗予定航空機が6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ②乗継地において、搭乗した航空機の遅延によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合</p>

(5)補償重複について

注意喚起情報

補償内容が同様のご契約(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

(※)新・海外旅行保険【off!】以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

<補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	新・海外旅行保険【off!】の賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	新・海外旅行保険【off!】の携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約

(6)保険期間および補償の開始・終了時期契約概要注意

契約概要

注意喚起情報

■保険期間：31日以内で旅行行程に合わせて設定してください。お客さまが実際に契約する保険期間については、契約画面の旅行期間欄でご確認ください。

■補償の開始：契約画面の必要項目を入力し、お申込手続きが完了したとき。ただし、保険期間が始まった後であっても、旅行行程開始前に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません(セットされる特約にこれと異なる取扱いが記載されている場合を除きます。)

■補償の終了：保険期間の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

(7)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額、保険期間(1日刻み)、渡航先等によって決定されます。自動販売機画面にてご確認ください。

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約者本人名義のクレジットカードによる払込みのみとなります。

(8)満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務

注意喚起情報

①画面のご入力にあたっての注意点

画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)危険に関する重要な事項のうち、画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★現在の既往症や持病等の健康状態 ★旅行行程中に行う危険なスポーツの有無
★旅行行程中に従事する危険な職業(※)の有無 ★他の保険契約等の加入状況 ★旅行先

■告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。

ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

(※)危険な職業とは次のものをいいます。

建設・土木作業、建設用機械運転、営業用貨物自動車運転、産業用機械組み立て、坑内作業、自動車・自転車・モーターボート競争、格闘技、猛獣使い、航空機操縦または搭乗する職務、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

②保険契約の成立

申込内容を画面でご確認いただき、保険料お支払手続きが終了した時点で契約は成立します。お支払方法について、クレジットカード払いのみとなり、保険契約成立後、保険料が所定の日にクレジットカードの取引口座より引き落とされます。

③保険契約証について

保険契約証の書面交付は行いません。契約成立メールに添付の契約確認書をご確認してください。旅行に際しては、スマートフォン等で同画面を保存したものの(スクリーンショットもしくはPDFファイル)を必ず携帯してください。お持ちでない場合、原則として、キャッシュレスサービスはご利用いただけません。

(2)クーリングオフ

注意喚起情報

保険期間が1年以下(最長31日)のみとなるため、クーリングオフの対象外となります。

(3)死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定めることはできません。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務等

注意喚起情報

①責任期間中に危険な職業に従事されることになった場合

危険な職業(前記2(1)と同様です。)に従事されることになった場合、遅滞なく損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。この場合、ご契約が解除になり、危険な職業に従事された時以降に発生した事故によるケガ等に対しては、保険金をお支払いできませんのであらかじめご了承ください。

②ご自宅の住所を変更される場合

ご契約時にご入力いただいたご自宅の住所を変更された場合は、遅滞なく損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

③保険期間を延長する場合、旅行先を変更する場合

責任期間中に、旅行行程の変更等で「保険期間の延長を希望される場合」や、「旅行先を変更(旅行先の追加等)される場合」は、次の要領でお手続きください。

1. 電話またはハガキ等で、お客さまの日本における連絡先に以下の必要な事項をご連絡ください。

2. 実際の手続きは日本にいらっしゃるお客さまの代理の方に、取扱代理店または損保ジャパン営業店あてにお申し出いただくこととなります。

なお、ご連絡先につきましては契約成立後にお送りするEメールをご確認ください。

* 損保ジャパン営業店は、「祝日を除く平日の午前9時～午後5時」が受付時間となります。また、保険期間終了前に保険料の払込みが必要となりますので、日数に余裕をもってご連絡・お手続きください。

(注)海外メディカルヘルプライン、海外ホットライン、海外クレームエージェントは、「期間延長」についてのお問い合わせは受け付けていません。

契約締結後にご注意いただきたいこと(通知義務等)

●期間延長または旅行先変更に必要な連絡事項●

<1>必ずご連絡いただく事項

A. 契約者名(被保険者名) B. 契約証番号 C. ご契約いただいた取扱代理店
D. 現在の保険期間(年 月 日から 年 月 日) E. 現在のすべてのご旅行先国または地域名

<2>該当する場合のみご連絡いただく事項

A. ご希望の延長保険期間(年 月 日まで延長)

B. 変更するご旅行先(旅行先を追加される場合は「追加する国名」、旅行を中止する国がある場合は「中止する国名」をご連絡ください。)

■延長保険期間は、保険期間の初日から通算して92日以内にかぎります。

■延長の保険料は、お客さまの代理の方がお振り込みください。お手続きは保険料の払込み、および所定の書類の提出をもって完了となります。保険期間終了前に手続きが完了しませんと期間延長ができなくなりますので十分ご注意ください。また保険料のお支払いは現金振込のみとなり、クレジットカードはお取扱いしておりません。

(2)解約返れい

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご旅行出発前・後にかかわらず、所定の方法で契約時の条件により計算した額を解約返れい金としてお支払いします。

(3)重大事由による解除

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(4)その他

お申込みいただけるのは、ご旅行出発日当日のみとなります。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1)取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2)保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(3)個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
- ④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。]

(4)保険金をお支払いする事由が発生した場合

- 保険金をお支払いする事由が発生した場合、ケガ・病気のときは海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルのときは海外ホットラインまですみやかにご連絡ください(電話番号等は「ポケットガイド(新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集)」に記載しています。)
保険金をお支払いする事由の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ポケットガイド(新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集)」の「保険金ご請求の手続き」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

 ケガ・病気になったとき、ケガ・病気以外のトラブルは(盗難・賠償事故など)、保険金ご請求の手続き

(5)ご契約内容確認事項(意向確認事項)

この保険は、海外旅行行程中のケガや病気による治療や損害等を補償する保険です。
ご契約にあたり、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿っていること、お申込みをされるうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認のうえお申込みください。

- 次の補償内容等について、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
 - ①補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
 - ②被保険者の範囲
 - ③保険金額
 - ④保険期間(旅行行程に合わせてご設定ください。)
 - ⑤保険料、保険料払込方法、契約者配当金制度がないこと保険金額や保険料等、お客さまのご意向に沿わない場合は、取扱代理店にお問い合わせください。
- 被保険者の『生年月日』・『性別』欄等について、画面で入力後、すべて正しい内容となっているかをご確認ください。

 ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】

0120-888-089

受付時間

平日 午前9時～午後8時

土日祝日 午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

受付時間

平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保険金をお支払いする事由が発生した場合

「ポケットガイド(新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集)」には、保険金のご請求手続きや損保ジャパンの新・海外旅行保険に関する事故時のサービスを掲載しておりますので、ご確認ください。

ケガ・病気の場合は、「ポケットガイド(新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集)」に記載の海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルの場合は海外ホットラインにすみやかにご連絡ください。

ケガ・病気になったとき

〈横保ジャパン・海外メディカルヘルプラインの連絡先〉日本語対応・24時間

ケガ・病気でお困りの時、保険証券等をお手元にご用意の上お電話ください。

お客様の滞在地		電話番号	センター
北米・中南米・ ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ	1800-233-2203 (無料電話)	アメリカセンター
	メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)	
	ブラジル	0800-892-1256 (無料電話)	
	無料電話がご利用にならない 場合や上記以外の国・地域から	アメリカ・カナダから (1)804-673-1144 上記以外の国・地域から (1)804-822-3747	
中国	中国(香港・マカオを除く)	800-810-9784 (無料電話)	中国センター
	香港	800-968-845 (無料電話)	
	マカオ	080-0382 (無料電話)	
	無料電話がご利用にな れない場合	中国大陸から 010-8592-7117 香港・マカオから (86)-10-8592-7100	
グアム サイパン オセアニア アジア	台湾	00801-65-1166 (無料電話)	シンガポールセンター
	シンガポール	1800-3041756 (無料電話)	
	マレーシア	1800-80-1013 (無料電話)	
	無料電話がご利用にならない 場合や上記以外の国・地域から	シンガポール国内から 6535-5554 シンガポール国外から (65)6535-5554	
	韓国	00798-651-7029 (無料電話)	タイセンター
	インドネシア	001-803-65-7187 (無料電話)	
	フィリピン	1800-1-651-0065 (無料電話)	
	タイ	1800-600-234 (無料電話)	
	ベトナム	12065143 (無料電話)	
	グアム・サイパン	1877-232-0747 (無料電話)	
オーストラリア	1800-553-152 (無料電話)	タイセンター	
ニュージーランド	0800-44-9345 (無料電話)		
無料電話がご利用にな れない場合	タイ国内から 02-204-4510 タイ国外から (66)2-204-4510		
アイスランド	800-9431 (無料電話)		イギリスセンター
アイルランド	1800-992-552 (無料電話)		
アラブ首長国連邦	8000-914-0022 (無料電話)		
イギリス	0800-068-3724 (無料電話)		
イスラエル	1-80-92-13822 (無料電話)		
イタリア	800-986-331 (無料電話)		
オーストリア	0800-006-644 (無料電話)		
オランダ	0800-020-1307 (無料電話)		
ギリシャ(固定電話のみ)	00-800-126-107 (無料電話)		
スイス	0800-775-008 (無料電話)		
スウェーデン	020-088-3901 (無料電話)		
スペイン	800-8-100-88 (無料電話)		
デンマーク	8070-5437 (無料電話)		
ドイツ	0800-589-3737 (無料電話)		
トルコ(固定電話専用)	0811-213-0136 (無料電話)		
トルコ(携帯電話専用)	0812-213-0035 (無料電話)		
ノルウェー	8005-6268 (無料電話)		
ハンガリー	06-800-188-92 (無料電話)		
フランス	0805-119-520 (無料電話)		
ベルギー	0800-77630 (無料電話)		
ポルトガル	800-855-769 (無料電話)		
南アフリカ	0800-014-960 (無料電話)		
ルクセンブルグ(固定電話のみ)	8002-7477 (無料電話)		
ロシア	810-800-2608-2044 (無料電話)		
無料電話がご利用にな れない場合	イギリス国内から 020-7282-4348 イギリス国外から (44)20-7282-4348		
各センターに連絡 が取れない場合	海外から	(81)3-3811-8127	東京センター
	日本国内から	03-3811-8127	

* ()内は国番号です。無料電話利用時には、国番号が不要です。

* 無料電話は、公衆電話や日本国内でご利用またはレンタルされた携帯電話(海外利用)からはご利用になれない、または料金が発生する場合があります。

* 無料電話は、固定電話や現地で契約された携帯電話であっても各国の電話事情等によりご利用になれない場合があります。

* 無料電話がご利用になれない場合は、「無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センターにお申し付けください。

* 無料電話やコレクトコールをご利用になれない場合の電話料金はお客様負担となります。

* 地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合があります。

* 宿泊施設内電話の利用料や、携帯電話の種類により受信の際に利用料が発生する場合は、お客様負担となります。

* 各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は、「海外メディカルヘルプライン東京センター(上記)」または他のセンター(無料電話以外の電話番号)までお問い合わせください。

* お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

* 各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。

ケガ・病気以外のトラブルの場合

〈損保ジャパン・海外ホットラインの連絡先〉日本語対応・24時間

ケガ・病気以外の事故でお困りの時、保険証券等をお手元にご用意の上お電話ください。

お客様の滞在地		電話番号(無料電話)
北米・中南米 ハワイ・グアム サイパン	アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グアム・サイパン	1-877-826-6108
	アルゼンチン	0800-666-0776
	ウルグアイ	0004-019-0423
	カナダ	1-877-791-2153
	コロンビア	018005-18-1439
	ブラジル	0800-892-3134
	ペルー	0800-54-435
	メキシコ	001-800-514-6611
アジア	中国(北部)	10800-813-2780
	中国(南部)	10800-481-2963
	香港	800-905-113
	台湾	00801-814649
	韓国	00798-817-1698
	シンガポール	800-810-2352
	スリランカ	011-2422-215
	インド	000-800-1007-803
	インドネシア	001-803-00811-301
	タイ	001-800-814-5140
	フィリピン	1-800-1-816-0278
	マレーシア	1-800-81-5066
オセアニア	オーストラリア	1-800-783-025
	ニュージーランド	0800-885-053
ヨーロッパ アフリカ 中近東 ロシア	アイスランド	800-9654
	アイルランド	1-800-948312
	アラブ首長国連邦	800-0-813-0041
	イギリス	0808-234-3825
	イスラエル	1-80-94-56612
	イタリア	800-789641
	オーストリア	0800-296-193
	オランダ	0800-022-8238
	ギリシャ	00-800-161-2206-6612
	スイス	0800-552-739
ヨーロッパ アフリカ 中近東 ロシア	スウェーデン	020-79-7908
	スペイン	900-9-581-69
	チェコ	800-700-974
	デンマーク	8088-6979
	ドイツ	0800-1810567
	ノルウェー	8001-6294
	ハンガリー	06-800-190-45
	フランス	0800-915-245
	ベルギー	0800-77322
	ポーランド	0-0-800-8113-247
	ポルトガル	800-827-644
	南アフリカ	0-800-983-167
	モナコ	800-93-693
	ルクセンブルク	8002-7151
	ロシア	810-800-2053-4081

※中国北部・・・華北地区(北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区)、東北地区(遼寧省、吉林省、黒龍江省)

中国南部・・・上記以外(上海市、重慶市等)

上記無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国または地域から	(81) 18-888-9547
日本国内から	0120-08-1572
	018-888-9547

* 滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合がありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。

* 左記の無料電話がご利用になれない場合は、「無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけください。

* 電話番号は最新のものを掲載していますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により急な変更が生じることがありますのであらかじめご了承ください。